

介護保険事業特別会計補正予算

●施設サービス利用者の負担軽減のために

【総額14億4790万6千円】
3千840万6千円

平成17年10月から介護保険制度の見直しが行われ、施設サービスの利用者の居住費と食費が全額負担となりました。今まで在宅の場合は、居住費や食費にかかる費用は自分で負担しますが、施設に入所している場合は、介護保険から給付されていました。このような不均衡を見直し、施設と在宅のバランスを取るためのものです。

そのため施設サービス利用者への負担を軽減するため、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額との差額を保険給付でおぎなう仕組みとなっています。

介護保険利用者の所得や課税状況などから4つの段階に区分され、対象者は第1段階から第3段階の方で2百名程度です。

施設サービス利用者の負担段階表

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受給している人
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計金額が80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人 ・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人
第4段階	・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人 ・住民税を課税されている人



4月から民間に移管される町立野方保育所

●野方保育所が民間移管されます

町立野方保育所が平成18年4月1日から民間移管されます。そのための町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正です。移管先は、「社会福祉法人ちびっこ福祉会」になります。

市町村合併により、新しい市、町ができるところから、関連のある一部事務組合から旧の町を脱退させ、新しい市、町を加入させ、組合を組織する市町村の構成の変更とそれに伴なう規約の変更を行うもので、18件の議案が上程、可決されました。

●一部事務組合の規約変更等
議案第100号～議案第117号